精華町コミュニティーホール管理規則

平成４年７月１日
規　則　第　８　号

（目的）

第１条　この規則は、精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例（平成１８年条例第２号。以下「条例」という。）第１４条の規定に基づき、精華町コミュニティーホール（以下「コミュニティーホール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第２条　コミュニティーホールを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、精華町コミュニティーホール利用許可申請書（別記様式第１号）を条例第３条の規定によりコミュニティーホールの管理の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

２　前項の申請は、利用しようとする日の６か月前から２週間前までの間に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第３条　指定管理者は、コミュニティーホールの利用を許可したときは、精華町コミュニティーホール利用許可書（別記様式第２号）を申請者に交付するものとする。

２　前項の場合において、コミュニティーホールの利用許可は、申請の順序により行うものとし、２以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

（利用許可の変更）

第４条　コミュニティーホールの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項の変更を受けたい場合は、あらかじめ精華町コミュニティーホール利用変更許可申請書（別記様式第３号）に前条の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければ

ならない。

２　指定管理者は、コミュニティーホールの利用の変更を許可しようとする場合において、利用料に過不足を生じるときはその精算を行うとともに、精華町コミュニティーホール利用変更許可書（別記様式第４号）を利用者に交付するものとする。

（遵守事項等）

第５条　コミュニティーホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品若しくは動物の類を携帯すること

（２）許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること

（３）許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること

（４）所定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること

（５）前各号に定めるもののほか、コミュニティーホールの管理に支障がある行為をすること

２　指定管理者は、前項の規定に違反した者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

３　前２項のほか、指定管理者は、コミュニティーホールの利用にかかる遵守事項を定め、利用者に対して適宜指示することができる。

（汚損、破損等の届出）

第６条　利用者は、施設及び器具等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

（利用後の点検、報告）

第７条　利用者は、その利用が終わったときは、直ちに利用した設備等を原状に回復し、係員の点検を受けるとともに、精華町コミュニティーホール利用報告書（別記様式第５号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料の減免）

第８条　指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を減免する。

（１）町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業　全額免除

（２）区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業　全額免除

（３）町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業　全額免除
（４）町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業　５割減額
（５）町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業　５割減額
（６）第４号に掲げる団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業　５割減額
（７）その他指定管理者が特に認める事業　町長が定める額
２　前項の利用料の減額又は免除を受けようとする者は、精華町コミュニティーホール利用料減免申請書（別記様式第６号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料の返還）

第９条　指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を返還する。
（１）利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき　全額
（２）利用前に利用許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認めたとき　全額
（３）利用中に第１号に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき　事由が発生した時以後の利用料相当額
２　利用料の返還を受けようとする者は、精華町コミュニティーホール使用料返還申請書（別記様式第７号）を指定管理者に提出しなければならない。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が町長の承認を得て定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例（平成１８年条例第２号）附則第２項の規定によ

り現に管理を委託しているときは、平成１８年９月１日（同日前に地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の前日）までの間は、なお、従前の例による。

別記様式第１号（第２条関係）

精華町コミュニティーホール利用許可申請書

年　　月　　日

指定管理者　　様

住所

(申請者)名称

氏名　　印

電話番号　（　－　－　　）

次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用許可の申請をします。

<table>
<tr><td>施設の名称</td><td colspan="4">精華町コミュニティーホール</td></tr>
<tr><td>利用の目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>利用の日時</td><td colspan="4">年　　月　　日(　　曜日)
午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>利用予定人員</td><td colspan="4">人</td></tr>
<tr><td>利用責任者氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">利用料
(この欄は記入しないでください)</td><td>基本利用料</td><td>円</td><td>利用時間区分</td><td>午前・午後・夜間</td></tr>
<tr><td>冷暖房費</td><td>円</td><td>利用者区分</td><td>町内・町外</td></tr>
<tr><td>加算額</td><td>円</td><td>全時間使用</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>計</td><td>円</td><td>加算額適用</td><td>営利・機器等</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">・　この「利用許可申請」は原則として、利用しようとする日の6か月前から2週間前までの間に行ってください。
・　管理上支障があると認められるなどの場合には、利用を許可しないことがあります。
・　利用料の減免規定に該当し、減免の適用を受けようとする場合は、同時に「利用料減免申請書」(様式第6号)を提出してください。</td></tr>
</table>

別記様式第２号（第３条関係）

精華町コミュニティーホール利用許可書

年　　月　　日

住所

(利用者)名称

氏名　　様

電話番号　（　－　－　）

施設の名称	精華町コミュニティーホール			
利用の目的				
利用の日時	年　　月　　日(　　曜日) 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分			
利用予定人員	人			
利用責任者氏名				
利用許可条件	・　利用許可の内容は、許可なく変更できません。 ・　その他、利用上の関係規定を遵守してください。			
利用料	計	円	減免適用	有・無

上記のとおり、精華町コミュニティーホールの利用を許可します。

指定管理者

別記様式第３号（第４条第１項関係）

精華町コミュニティーホール利用変更許可申請書

年　　月　　日

指定管理者　　様

住　　所

（申請者）名　　称

氏　　名　　印

電話番号　（　－　－　）

次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用変更許可の申請をします。

施設の名称	精華町コミュニティーホール				
変更後の利用の目的					
変更後の利用の日時	年　　月　　日（　　曜日） 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分				
利用予定人員	人（あらためて記入ください）				
利用責任者氏名	（あらためて記入ください）				
利用料の精算（記入しないでください）	基本利用料	円	既納額	利用時間区分	午前・午後・夜間
	冷暖房費	円	円	利用者区分	町内・町外
	加算額	円	過不足額	全時間利用	有・無
	計：変更後	円	円	加算額適用	営利・機器等
備考	・　この「利用変更許可申請」は、利用許可の内容に変更の必要が生じた場合、すぐに行ってください。 ・　利用日時の変更の場合は、事前に連絡してください。 ・　管理上支障があると認められるなどの場合には、変更を許可しないことがあります。 ・　この申請書には、すでに受けた「利用許可書」を必ず添付してください。				

別記様式第４号（第４条第２項関係）

精華町コミュニティーホール利用変更許可書

年　　月　　日

住所

(申請者)名称

氏名　　様

電話番号　（　－　－　　）

施設の名称	精華町コミュニティーホール			
変更後の利用の目的				
変更後の利用の日時	年　　月　　日(　　曜日) 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分			
利用予定人員	人			
利用責任者氏名				
利用変更許可条件	・　許可内容は、許可なく変更できません。 ・　その他、利用上の関係規定を遵守してください。			
利用料の精算	変更後利用料	円	過不足額	円

上記のとおり、精華町コミュニティーホールの利用変更を許可します。

指定管理者

別記様式第５号（第７条関係）

精華町コミュニティーホール利用報告書

年　　月　　日

指定管理者　　様

住所
(利用者)名称
氏名
電話番号　（　－　－　　）

次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用を報告します。

施設の名称	精華町コミュニティーホール
利用の目的	
利用の日時	年　　月　　日 （　　曜日） 午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分
利用人員	人
利用責任者氏名	
利用点検項目 (異常などがなければ、項目の□にレ(チェック)をいれてください)	□(1)　使った設備などは、元に戻しましたか。 □(2)　設備などが、汚れたり、壊れたりしていませんか。 □(3)　ごみや吸殻などは、所定の場所に捨てましたか。 □(4)　床などの掃除をしましたか。 □(5)　照明や冷暖房などのスイッチを切りましたか。 □(6)　窓などの戸締りはしましたか。 □(7)　倉庫や便所なども確認しましたか。 □(8)　係員の点検を受けましたか。
備考	

別記様式第６号（第８条関係）

精華町コミュニティーホール利用料減免申請書

年　　月　　日

指定管理者　　様

住所

(利用者)名称

氏名　　印

電話番号　（　－　－　　）

次のとおり、精華町コミュニティーホール利用料の減免を申請します。

施設の名称	精華町コミュニティーホール			
利用の目的				
利用の日時	年　　月　　日(　　曜日) 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分			
減免の適用を受けようとする理由(該当項目の□にレ(チェック)を入れてください)	□(1)　町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業 □(2)　区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業 □(3)　町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業 □(4)　町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業 □(5)　町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業 □(6)　(4)に掲げる団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業 □(7)　その他指定管理者が特に認める事業			
処理欄(記入しないでください)	適用の可否	可・否	本来の利用料	円
	減免の区分	免除・減額	減免後利用料	円
	減免の割合	(　　割)	差引減免額	円

別記様式第７号（第９条関係）

精華町コミュニティーホール利用料返還申請書

年　　月　　日

指定管理者　　様

住所

(利用者)名称

氏名　　印

電話番号　（　－　－　）

次のとおり、精華町コミュニティーホール利用料の返還を申請します。

施設の名称	精華町コミュニティーホール			
利用の目的				
利用の日時	年　　月　　日(　　曜日) 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分			
返還を受けようとする理由 (該当項目の□にレ(チェック)を入れてください)	□(1)　利用者の責めによらない事由により使用することができなくなったとき □(2)　利用前に利用許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認めたとき □(3)　使用中に(1)に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき			
処理欄 (記入しないでください)	返還の可否	可・否	既納利用料	円
	返還の区分	全額・一部	一部の控除額	円
	一部の割合	(H／H)	差引返還額	円
備考	・　この申請書には、すでに受けた「利用許可書」または「利用変更許可書」を必ず添付してください。 ・　手続きに日数を要する場合がありますので、ご了承ください。			